



様式第六十四号(ニ)中備考を次のように改める。

「備考 1 本様式は、物品受領書と組合せて使用することができる。

2 備品を所管換え又は所屬換えする場合には、財務課長に合議すること。」

様式第六十二号中

「	予 定 価 格	円
	(予定価格の1000/108	円)
	最低制限価格	円
」	(最低制限価格の1000/108	円) ]

を

「	予 定 価 格	円
	(※予定価格の1000/108 (又は1000/110)	円)
	最低制限価格	円
」	(※最低制限価格の1000/108 (又は1000/110)	円) ]

「改める」回線内の懸架中「ヤマト」に「ヤマト郵便」なる「ヤマト」に「ヤマト」の「ヤマト」を。

「 1 ※印の欄には、1000を当該契約に適用される消費税及び地方消費税の税率に相当する数に1000を加えた数で除して得た割合を、予定価格又は最低制限価格の額に乗じて得た額を記入すること。」

様式第六十二号(ニ)中

「	予 定 価 格 (税込み)	金	円
	入札書比較価格 (予定価格の1000/108、税抜き)	金	円

---

最低制限価格 (税込み)	金	円
入札書比較価格 (最低制限価格の1000/108、税抜き)	金	円

を

「	予 定 価 格 (税込み)	金	円
	入札書比較価格 (予定価格の1000/108 (又は1000/110)、税抜き)	金	円

---

最低制限価格 (税込み)	金	円
入札書比較価格 (最低制限価格の1000/108 (又は1000/110)、税抜き)	金	円

に改める。

様式第六十二号の線内「ヤマト」の「ヤマト」(「日本工業規格A列4」)を。

様式第十号及び第十一号中、「(日本工業規格B列4)」を削る。  
様式第十二号から第十四号までの規定中、「(日本工業規格A列4)」を削る。  
様式第十五号中、「(日本工業規格B列5)」を削る。  
様式第十六号から第二十二号までの規定中、「(日本工業規格A列4)」を削る。  
様式第二十四号中、「(日本工業規格B列5)」を削る。  
様式第二十五号から第三十一号の二までの規定中、「(日本工業規格A列4)」を削る。  
様式第三十二号、第三十四号及び第三十五号中、「(日本工業規格A列6)」を削る。  
様式第三十六号中、「(日本工業規格A列5)」を削る。  
様式第三十七号から第三十九号までの規定中、「(日本工業規格A列4)」を削る。  
様式第四十号中、「(日本工業規格A列6)」を削る。  
様式第四十一号、第四十三号、第四十四号及び第四十六号から第五十一号までの規定中、「(日本工業規格A列4)」を削る。  
様式第五十二号中、「(日本工業規格A列5)」を削る。  
様式第五十三号及び第五十四号中、「(日本工業規格A列4)」を削る。  
様式第五十五号中、「(日本工業規格A列5)」を削る。  
様式第五十六号中、「(日本工業規格A列4)」を削る。  
様式第五十七号及び第五十八号中、「(日本工業規格A列5)」を削る。  
様式第六十号及び第六十四号から第百一号までの規定中、「(日本工業規格A列4)」を削る。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第六及び別表第六の二の改正規定は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表第六及び別表第六の二の規定は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料及び貸付料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び貸付料並びに施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料及び貸付料の額については、なお従前の例による。
- 3 改正前の埼玉県公営企業財務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。